

文化の森情報提供システム統合検索

サーバ機器一式賃貸借仕様書

徳島県立二十一世紀館

1 使用目的

文化の森情報提供システム統合検索システムに仕様するためのサーバである。

2 調達物品等

調達物品等は、6に定める仕様を満たすものとする。

なお、本仕様書に示す物品の仕様については、主要事項を示したものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、物品が当然備えるべき事項については完備しているものとする。

3 納入(納品)場所

徳島市八万町向寺山 文化の森公園内 徳島県立二十一世紀館3階サーバ室

4 契約期間

令和9年3月1日から令和14年2月29日まで(60 か月)

5 調達範囲及び経費

本調達は、文化の森統合検索システムのためのサーバ機器及びUPSの納品と、それらの保守。

- (1) 本仕様書で提示する仕様を満たすハードウェア及びソフトウェア(ベンダ固有のものも含む)の調達
- (2) 各種ハードウェア及びUPSの搬入
- (3) サーバ機器及び UPS 保守(5年 24HRオンサイト保守)

6 仕様

(1) サーバ機器仕様

項目	仕様
CPU	Intel Xeon 6315P と同等以上の性能を有すること。
メモリー	16GB 以上を有すること。 メモリスロットは4スロット以上を有すること。
ハードディスク	下記性能を満たす HDD を 2 台以上有すること。 ・容量:600GB 以上であること。 ・回転数:10,000rpm 以上であること ・2.5 型 SAS ドライブであること。 ・ホットプラグに対応すること。 HDD は RAID 制御装置により RAID-1 の機能を有すること。
ネットワーク	1000BASE-T 対応ポートをオンボードで 4 ポート以上有すること。 NIC の全ポートは、複数ポートを利用した負荷分散型のチーミングと、タグ vlan (802.1Q) の設定を併用できること。

DVDドライブ	DVD-RWドライブを有すること。
拡張スロット	PCI Express 拡張スロットとして、フルハイトまたはロープロファイルのカードが増設可能なスロットを1スロット以上有すること。なお RAID カード専用スロットは含めない。 OCP3.0 スロットを2スロット以上有すること。
リモート管理機能	OS に依存しないリモートコンソール機能を有すること。 リモートからの電源オン・オフが実施できること。
動作電源	AC100V に対応していること。 電源モジュールは冗長化すること。
筐体サイズ／形式	ラックマウント(1U 以下)とし、既設の 19 インチラックに搭載できること。

(2) UPS 仕様

- ・停電発生時、安全にシャットダウンできるよう一定時間電源を供給できること。
- ・筐体サイズ／形式は、ラックマウント(1U 以下)とし、既設の 19 インチラックに搭載できること。

7 契約

(1) 契約形態

サーバ機器及び UPS の賃貸借契約

※ただし、賃貸借契約終了後は、二十一世紀館に無償譲渡すること。

(2) 契約日

令和8年10月15日(木)

(3) 費用等

調達機器等の引き渡し費用、及び機器等の引き渡し前に生じた損害は、受注者の負担とする。

8 秘密情報保持

受注者は本調達で知り得たすべての情報を本調達の目的以外に使用、または第三者に 開示、漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。

また、契約終了後も同様とする。

9 資料の提供

本調達の実施にあたり、必要な資料は二十一世紀館が妥当と判断する範囲内で提供する。

なお、受注者は、二十一世紀館から提供された資料は適切に保管し、特に個人情報に係るもの、情報システムのセキュリティに係るものの保管は厳格に行うこと。また、契約終了後は本調達にあたり収集した一切の資料を速やかに返還、または廃棄するものとする。

10 その他

- (1) 今回の調達に関わる二十一世紀館からの各種問い合わせに対応すること。仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、二十一世紀館と誠意をもって速やかに協議し、決定するものとする。また、本調達対象の業務を実施する上で、二十一世紀館と打ち合わせを行った場合は、その議事録を打ち合わせ終了後速やかに提出すること。
- (2) 今回の応札に関する事務経費は、入札参加者の負担とし、提出された書類等は全て返還しないものとする。
- (3) 受注者は次の書類を二十一世紀館に提出し、承認を受けるものとする。なお、提出数は印刷したものを各3部とし、別にCD-R等のメディアで提出することとする。

※納入時に提出

- (ア) 納入機器一覧表
 - (イ) 取扱説明書
 - (ウ) その他必要書類等
- (4) 二十一世紀館は、物品納入後に検査を行う。検査の結果、不相当と認められた場合には、受注者の負担により、その不具合に対して、無償で適切に対応すること。